

## 意見の全文と区の考え方

※網掛けの部分は、条例骨子案に反映させた意見

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
1	—	<p>日本国憲法があり、また民法がある中、敢えて、子どもの権利に関する条例を制定しなければならない理由が理解できない。行政による越権行為の根拠となる懸念があることから、民法第820条に規定する親権を行う者の権利及び義務の履行を妨げるものではない旨、明記することは必須と考える。</p>	<p>日本国憲法において基本的人権の尊重などが規定され、民法においては親権を行う者の権利及び義務等について規定されていますが、具体的な子どもの権利については言及されていない部分もあります。日本国憲法や民法等の法律、世界中のすべての子どもたちが持つ権利について定めた児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の理念を実現するには、子どもの生活に一番身近な存在である地方自治体が、子どもの権利の保障に関する施策に取り組むことが大切です。こうしたことから、区では、区の法令に子どもの権利の保障に関する理念を定め、条例を根拠として子どもの権利の保障に関する施策を継続して実施することが必要であると考えています。また、子どもの権利条約では、第18条「子どもの養育はまず親に責任」において、「子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。」として、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任は父母又は児童について責任を有する他の者にあると定めています。同条約の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関する理念等を定める本条例においては、親その他の親権を行う者の権利を制限する意図はありません。</p>
2	—	<p>いつも区民のために、ご尽力いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は区内の中学校三年生に息子を通わせている二児の母です。夏休み前くらいから様々な所から保護者のお声を聞くようになったのですが、物価高に伴う給食の量、質の確保への不安が非常に強くなっています。</p> <p>この度給食試食会へも参加し、栄養士の先生ともお話をさせていただき、実際に給食を拝見しましたが、先生方の努力の限界を一保護者として感じております。</p> <p>杉並区は米飯給食に力を入れてくださり、ありがたい限りですが、お米の高騰により、お米の確保、副食の食材の制限など弊害がでてきているようです。</p> <p>未来を担い、成長期である中学生の健やかな心身成長のためにも、一時的にでも支援金などで財源を増やせないでしょうか。</p> <p>もちろん残食の問題もございますが、残食を減らすためにも、今後も見た目や栄養バランスに長けた給食を提供していただけたらと思います。</p> <p>給食費の無償化により大変助けていただいている中、恐縮ですが、是非ご検討いただけますと幸いです。よろしくお願い致します。</p>	<p>区では、物価高騰に対応するために、今年度、学校給食1食当たりの単価を引き上げました。その後、米の価格の値上がりなどを受け、令和6年（2024年）10月から各校の給食の食材購入費を増額する対応を行ったところです。</p> <p>引き続き、児童生徒が発育に必要なエネルギーや栄養素を摂取でき、かつ、手作りでおいしい給食を提供してまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
	1	杉並区子どもの権利に関する条例（骨子案）をざっと読みました。耳障りの良い言葉が並んでいるだけのような気がします。区民の一人としてのお願いは、 1、居場所に関しては新たに箱物を作らない。	区では、子どもの居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定しました。 この基本方針では、これまでの児童館再編の考え方を見直し、今ある25の児童館を存置することとしました。 また、現在、中学校区に児童館がない7地域では、新たな児童館整備を検討することとしておりますが、今後の財政状況等を踏まえ、児童館単独での整備ではなく、他の区立施設の改築等がある年に、他施設との併設や複合化を前提に整備を検討していくこととしています。
3	2	2、相談できる場所に関して「児童相談所」を利用しない。理由はこの本をご一読下さい。「児童相談所の闇」著者 医師：内海聰	具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行う子どもの権利救済委員を、児童相談所内に設置する考えはありません。なお、令和8年（2026年）11月に設置する区立児童相談所については、子どもや保護者が安心して相談できる環境を整えていく考えです。
	3	3、子供（区民の老若男女）が安心して生きるには身体に余計なものを入れない事。全てのワクチン接種を止める。これは無駄な医療費削減にもなる。食の見直し、農薬、肥料、除草剤不使用の野菜の推進、添加物を避ける。具体的にはチェーン店を規制する。砂糖や人工甘味料を避けるなどなど。	予防接種は予防接種法に基づき実施される「定期予防接種」とそれ以外の「任意予防接種等」があります。定期予防接種には接種することが努力義務とされているものもありますが、強制的なものではありません。あくまでも接種をするかどうかの最終的な判断は本人又は保護者によります。 その他のご提案については、ご意見として承ります。
4	-	子供から相談できる体制を作ろうとしては理解できました。 子供は時に自分が辛いということに気づかないことがあると思います。大人だって、辛い時は正常に判断することが難しくなります。 なので、周りの大人、お友達など気づいた人が区に助けを求める制度も必要だと思います。	子どもの権利救済委員は、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。また、具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。
5	-	子供の暮らしやすい世の中になって欲しいと思う。 子供が騒ぐのは当たり前だし、それを静かにさせるのもおかしいと思う。 子供が子供らしくいられる場所も必要だし、それを見守る社会であって欲しいと思う。	子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めるとともに、子どもの権利の保障に関する施策に取り組んでまいります。
6	-	学校の授業すでに知っていることを長い時間をかけて学ぶのはつまらないで、どんどん先に進めるクラスもつくってもらえるように少人数クラスの先生を増やしてほしいです。	教科によりますが、少人数指導の導入や小学校での教科担任制度を順次導入していく予定です。また同じ学級であってもタブレット端末機を使って学習定着度に応じた個別学習などの実施により一層学習したいという意欲に応えていきます。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
7	-	地域との協力、暴力などの防止のために必要な対応をします。のところで他の地域とも協力して労働時間を減らして欲しい。（切実な思い）	労働時間の短縮は、働く人の健康と生活の質を向上させる重要な課題であると認識しています。国においては、働く人がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする社会を実現するため「働き方改革」が令和元年（2019年）から進められており、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、雇用形態によらない公正な待遇の確保等のための措置が講じられました。育児・介護休業法においては、育児や介護を行なながら働く方の負担を軽減し、就業機会を拡大して活躍につなげるため、企業に対して短時間勤務制度やフレックスタイム制の導入を義務付けています。区としても、親が安心して働く環境を整え、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、必要な周知や啓発に努めます。
8	-	～「子どもの居場所を大切にする」ということについて～ 「子どもワークショップシーズン2～」でも書いたが、児童館などのしせつに、学校に行かなくても、学習ができるしせつを作ってほしい。また、そこでは、しんどい気持ちを相談できる場所もつくってほしい。さらに、そこに行くことで、登校あつかいになるなど、受験にも不利にならないようにしてほしい。	区では、子どもの居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定しました。 この基本方針では、児童館が学校になじめない子どもの居場所としても貴重な役割を果たしていることなどを踏まえ、これまでの児童館再編の考え方を見直し、今ある25の児童館を存置し、中学校区に児童館がない7地域に新たな児童館整備を検討していくこととしているほか、不登校や虐待など子どもの福祉的課題への対応力を強化することとしています。 児童館は現在も、学校になじめない子どもの居場所として、また児童館職員に気持ちを相談できる場所として運営していますが、いただいたご意見も参考しながら、より一層居心地良く使ってもらえる居場所となるよう、取り組んでいきます。 不登校児童生徒が学校外の施設で相談や指導等を受けている場合の出席の取扱いについては、その施設が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること、また、児童生徒が学校復帰を希望した際に円滑な学校復帰ができるような個別支援を適切に行っていることが評価できる場合に、学校長の判断で出席扱いになります。出席扱いになる要件は、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることと、その施設における指導等が適切であるかどうか学校長と教育委員会が連携して判断することになっています。
9	-	子どもの権利を守るようにするためにには、まず、親や地域、学校がきちんとコミュニケーションが取れている事が大切です。コミュニケーションが取れる信頼関係がないと、子どもの権利に関する条例は、絵に描いた餅になってしまふと思います。 杉並区の努力だけでなく、私達、区民の主体性も必要です。	子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めるとともに、保護者や地域の方々、学校を始めとする子ども関係施設や団体等と協力しながら、子どもの権利の保障に関する取組を進めています。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
10	—	<p>骨子案を拝読しました。</p> <p>内容的には概ね妥当かと思いますが、単純に日本語として分かりにくいです。</p> <p>区が主体の場合には「区が」という形で主語が明記されていますが、それ以外の項目で主語が省略されているものが多いのは問題だと思います。</p> <p>また、一例ですが「自分に関係することについて思い、考え、意見（以下「意見等」という。）が尊重されます。」という文は破綻しているように読みます。仮に主語が「子ども」であるとしても、日本語としてかなり微妙な表現かと思われます。</p> <p>「保護者」と「保護者等」という呼称が混在しているのも当惑します。</p>	<p>条例骨子案における「自分に関係することについて思い、考え、意見が尊重されます」という表現については、「子ども自身が、自分に関わることについて、その思いや考え、意見が尊重される」という意味で記載をしたものです。これは、子どもの権利条約第12条「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。」に対応するものですが、条約でいう「意見」は、言葉を使って述べる「opinion」ではなく、身振りや表情、絵などで表現すること等を含む、より広い意味の「view(s)」という言葉が使われていることから、「思い、考え、意見」と記載したものです。ただし、こども基本法においては、このような意味を含めて、単に「意見」と定めていることも踏まえ、条約第12条の思いを込める意味で条例の前文において「意見」とは「思い、考え、意見」であると定め、条例の本則においては、「意見」と定めることとし、条例骨子案を修正します。</p> <p>また、「保護者」「保護者等」の表現については、主語が長くなることから保護者以外の「子ども関係施設」「区民」「事業者」を「等」としてまとめ、保護者のみに規定する内容と、保護者以外にも共通して規定する内容に分けて記載したものです。区としては、子どもの権利を保障するために、保護者を始めとする各主体が重要であると認識しており、各主体の役割を定める際は、個別に役割を定めることとし、ご意見を踏まえ、条例骨子案を修正します。また、普及啓発用のリーフレット等では各主体の役割を個別に明記するなど、よりわかりやすい記載となるよう努めます。</p>
11	—	<p>ひとり親家庭の貧困がきがかりです。その理由の一つとして、離婚後の子どもの養育費が支払われない事が挙げられます。</p> <p>日本の離婚は協議離婚が多く、養育費についての取り決めがなされていない事が、子どもたちの教育の場や生活にかかるお金に影響しているともいえます。子どもの権利として養育費をもらうため調停調書や公正証書など必要なものを区が明言することが必要と考えます。</p>	<p>離婚後の養育費は、子どもが安定した生活を送るために欠くことのできない大切な費用であることから、区では、離婚を考える親に向けて養育費や親子交流の取り決め方法等に関する問合せ先を記載したパンフレットを用いて周知を行っています。さらに、杉並区役所本庁舎内の子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当では、養育費を取り決める際は口約束ではなく公正証書など文書に残すよう案内し、養育費確保の重要性を伝えているところです。引き続き、本庁舎以外の相談窓口とも連携を取りながら、わかりやすい周知に努めてまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
12	-	<p>私は中学生の頃、一年間、登校拒否をしました。学校はいじめが横行し、家では父親の言葉の暴力を受け続け居場所がありませんでした。両親は、私にどう対応すれば良いか考えられず、商売をしていたので私を心配するお客様から児童相談所を紹介され、あるソーシャルワーカーさんに私は繋がりました。このソーシャルワーカーの方が、初めて私の話を始めから終わりまで遮ぎらずにだまつて聞いてくれた初めての大人でした。当時の私は全ての大人達に不信感を覚えていました。母を愛さず辛辣な言葉をあびせる父、離婚してもよいかと私に尋ねる母、学校では、かなり深刻ないじめがあり、（いじめられる子が油性マジックで顔にいたずら書きをされ、泣いている）、ニュースでは、いじめられた子がマットに顔を突込まれ、窒息死したと報道され、クラスメイトが同じように死んでしまうのでは、と心配した私は、担任の先生に報告（チクリ）ましたが、先生は「教えてくれてありがとう。ちゃんと対応するから。」と言ったのに何もしてくれませんでした。私は、（13才の時）、全ての大人は悪だ、と思っていました。学校は私の居るべき場所ではなく、私は、ロッカーや机に貼ってあった名札を全て取り、担任の先生に、「明日から学校には来ません。」と伝えました。ソーシャルワーカーさんは、否定することなく、遮ぎることもなく、真剣な眼差しで私の話しを聞いてくださいり、校長先生と話してくださいり、学校ではいじめ問題を話し合う集会が行われ、一年かかりましたが、学校ではいじめが無くなりました。そして、私は復学し、卒業まで勉強を続け、その後大学・大学院と進みました。ソーシャルワーカーさんが私の人生を救って下さいました。</p> <p>今回の条例案を見ますと、区民、事業者等に、子供を守る責任を負わせています。義務で強要していると読み取ることが出来ます。私の担当以外のソーシャルワーカーさんは”仕事”として私と接していく私にそれは明らかでした。その方は、校長先生と話すこともありませんでした。子供を守り、救う仕組みは既にあります。（児童保護法等）義務感や職責では子供は救えません。子供を救いたいという、心と愛が、子供を救います。大人を責任で追い込み、愛を持って子供達と接する余裕を奪わない条例施行を望みます。</p>	<p>区は、子どもの権利について、子ども自身が身近にある自らの権利として受け止めるとともに、子どもに関わる大人等が理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利擁護に関する審議会においては、部会を設けて子どもに関わる全ての大人の役割について検討し、それぞれの主体の役割を整理しました。</p> <p>条例では、区の責務（義務）として、子ども等の意見を聴きながら、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、保護者等と協力しながら取組を進めることを定めます。区以外の子どもに関わる大人である、保護者や子ども関係施設、区民や事業者の各主体に対しては、区の行う施策に協力してもらいたい内容を「役割」として定めることとしていますが、子どもを守る義務を強要するものではありません。審議会においても、保護者を始めとする子どもに関わる大人は、子どもにとって最も身近な存在であるため悩みも多く、うまくいかないこともあるため、困った時に周囲に相談したり、支援を求めたりすることができるようになることが大切だという意見をいただきました。区としては、こうした意見にも留意して、大人を責任で追い込むことなく、それぞれの立場で子どもの成長や発達を支えていくことができるよう、必要な支援を行ってまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
13	—	<p>子どもが安心して過ごせる場所や機会などを設けると良いかも。</p> <p>私自身も16から3年程施設で暮らしておりました。その後も住居を転々として様々な家庭を見ました。私の同級生では親の面倒を見なくてはならない人が居たり自分の夢を諦めなければいけない生活している子も居ました。</p> <p>成人してからも子が安心できる一息つける居場所を作りたいです。</p>	<p>区では、0歳～18歳の子どもを対象に、居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定しました。</p> <p>この基本方針では、子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進していくことを理念の一つに掲げ、今後、児童館の機能強化や、成長過程に応じた居場所を整備するなど、より良い子どもの居場所づくりに取り組んでいくこととしております。</p> <p>18歳を超える若者の居場所や支援のあり方は、国の動向等を踏まえながら、今後検討していくこととしておりますので、いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例骨子案では、「安心して生きる権利」に「必要な居場所が確保されます。」と定めました。ここでいう、「必要な居場所」とは、「子どもにとって安心できる居場所を確保する」という意図で記載したものです。安心できる居場所を確保することを明らかにするため、条例骨子案を修正します。</p>
14	—	<p>子どもの権利がだいぶ大きくなり、安心しています。私の娘も小学校の時、担任、同級生からいじめにありました。</p> <p>そのため、私は不登校は反対しません。自分の命が一ぱん大事です。その命を守るために登校なんていりません。人生は長いです。その人の人生をおびやかすことは罪です。子供の権利がますます大事にされる様祈ります。</p>	<p>子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めるとともに、保護者や地域の方々、学校を始めとする子ども関係施設や団体等と協力しながら、子どもの権利の保障に関する取組を進めていきます。</p>
15	—	<p>私は5才の時に、全身火傷を負いました。</p> <p>親と医師によって、私の同意なく救命され、20回以上、手術を強制されました。</p> <p>子供には医療行為を拒否する権利はないのでしょうか？考えて頂きたい問題です。</p>	<p>子どもの権利条約では、第18条「子どもの養育はまず親に責任」において、「子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。」として、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任は父母又は児童について責任を有する他の者にあると定めています。このほか、法律においても保護者が第一義的責任を有することが定められています。子どもの人権を尊重し、意見を聞くことは重要ですが、子どもが全ての医療行為を理解し、それに対して拒否する権利行使ができるかどうかについては、その子どもの年齢や発達の程度によるところが大きいと思われます。特に幼い子どもの命に関わる医療行為については、一般的に、親と医師によって子どもの最善の利益を考え、その内容が決定されています。区としては、医療行為に関わらず、子どもに関する意思決定が子どもの最善の利益を考えたうえで行われるよう、子どもの権利に関する普及啓発に努めてまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
16	—	都が管理していた児相、もうすぐ杉並区が直に管理することになりますね。児相がひきとっている小さな人(子供達)の生活環境の向上を望んでいます。児相を(18才で)出てから社会に出てもより適応出来やすいように。	児童相談所が一時保護した子どもが過ごす一時保護施設については、生活する居室は個室とするほか、子どもの個々の状況に応じたケアを行うなど、子どもが安心・安全に過ごせる場所としていきます。また、令和6年(2024年)4月施行の改正児童福祉法の趣旨も踏まえ、児童相談所が関わった18歳を超えた方についても、社会で孤立することがないよう、必要な支援を実施してまいります。
17	—	ワークを見させて頂いて選挙や制度に興味がある子供達が多い事にびっくりしました。 私自身が福祉の会社を経営し保育園や小学校に行く事も多いので色々と子供達にも聞いてみたいと思いました	条例において子どもは「意見を聽かれる権利」として、「必要な情報を得て、自分に関係することについて意見等を表明する機会が確保されること」を規定します。区は、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。
18	—	高令化している中若い方達のためによろしくお願ひします。	区では、子どもの権利保障に関し、基本理念、区や保護者等の役割等や、子どもの権利保障に関する施策の基本的事項を条例で定め、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの権利保障に関する取組を進めてまいります。
19	—	【個別の必要に応じて支援を受ける権利】の中に、より具体性を持たせるために以下を追加 ○良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、子ども・若者が幸せな状態で成長できます。	令和5年(2023年)4月に施行されたこども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められた「こども大綱」において、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること」が方針の一つに掲げられています。条例では、こども基本法の精神にのっとり子どもの権利の保障に関する基本理念を定めることから、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」の「置かれている状況に応じて、必要な支援を受けることができます。」の規定に、ご意見の趣旨が含まれていると考えております。
20	—	杉並区子どもの権利に関する条例(骨子案)に賛成します。 ユニセフの調査によれば、日本の子どもの精神的幸福度はほぼ最下位の状態であり、また、厚生労働省の公表情報では自殺者数は年々増加傾向にあるとされています。 子どもたちが、自分の存在が尊重されていると名実ともに感じられ、子ども時代を安心して健やかに過ごせる社会の実現は、少し先に生まれた私たち大人たちの義務だと思います。	令和5年度(2023年度)に未就学児から18歳までの保護者及び小学4年生から中学3年生までの児童及び生徒、16歳から18歳まで(高校1年生から3年生相当まで)を対象に実施した「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」によると、「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合は69.3%という結果でした。 区では、実行計画に基づき、令和12年度(2030年度)までに、同割合が75%以上となることを目指し、条例を根拠とした施策等、様々な取組を進めてまいります。
21	—	骨子案に賛成です! 子どもの権利をまず守り、伸び伸びと成長してほしいです。 先日の衆院選の候補者の街宣では、小学生や中学生、高校生の子どもたちが候補者の話を真剣に聞き、時には候補者と話す姿を何度も見かけました。 こういう子ども自身が興味を持ったことを大人の押し付けでなく尊重していく杉並であるといいなと思います。	条例において、「自分らしく生きる権利」として「自分の興味や関心のあることに取り組む機会が確保されること」や、「意見を聽かれる権利」として「意見が尊重されること」を規定します。 区では、子どもが興味を持ったことに取り組み、必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
22	—	<p>子どもの権利に関する条例の骨子案拝読しました。施行を応援しています。</p> <p>わたしは小学校で職員をしておりますが、子供によつては自分のために指導されているのか、いじめられているのかの区別もつかないことがあります。</p> <p>自分の置かれている状況がどのようなものであれ、そのときを生きようと必死であるように思います。大人のように法律や制度に言語を使って訴えることはとても困難です。</p> <p>権利という枠組みで保護することは1つの大きな意義がありますが、言葉以外の方法で、保護者以外からの綿密なアプローチが必要であると思います。</p>	<p>区としても、自分の置かれている状況を正確に理解し、それを言葉で表現することができる子どもばかりではないことを認識しています。</p> <p>保護者はもちろん、子ども関係施設の職員等の保護者以外の大人が子どもに寄り添い、子どもの様子から問題を見つけ、必要な支援に繋げていくことは非常に重要だと考えます。引き続き、言葉で表現したり、うまく伝えたりすることができない子どもを含む様々な子どもが抱える問題に対してもアプローチできるよう、留意しながら支援してまいります。</p>
23	—	<p>条例は、なるほど、もっとも、思い、特に意見はありません。</p> <p>ただ、杉並区の取り組みの中で、子どもの居場所について、具体的にどんなことを考えているのかが気になりました。</p> <p>不登校のお子さんのための居場所の選択肢が少ないことが気になります。学校にいけないのに、学校に居場所を作られても、ということです。それもあって良いですが、学校以外に自由に行ける場所も考えて欲しいなということです。</p> <p>それから、子どもたちがほんとはどんな場所を欲しいと思っているか、学校を通して(ネットで)できるだけ多くのアンケートをとって欲しいと思います。</p>	<p>区では、子どもの居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年(2025年)1月に策定しました。</p> <p>この基本方針の策定に当たっては、6,000人の子どもを対象とした無作為抽出アンケートや、子どもヒアリング、子どもワークショップを実施するなど、様々な手法を通じて、当事者である子どもの意見を聴きながら、検討を行いました。</p> <p>こうした取組を経て策定した基本方針では、児童館が学校になじめない子どもの居場所としても貴重な役割を果たしていることなどを踏まえ、これまでの児童館再編の考え方を見直し、今ある25の児童館を存置し、中学校区に児童館がない7地域に新たな児童館整備を検討していくこととしているほか、不登校や虐待など子どもの福祉的課題への対応力を強化することとしています。</p> <p>また、すべての子どもを対象とした児童館などの居場所に加え、不登校という個別のニーズに応じた居場所として、区立小・中学校での校内別室指導支援事業の実施やバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置に向けた検討などを行っていくこととしているところです。</p> <p>今後、この基本方針に基づく取組を進めることで、不登校の子どもの選択肢を増やせるよう、子どもの居場所の充実に取り組んでまいります。</p>
24	1	長く待ち望んでいた条例制定がようやく実現されることになり、昨年の審議会スタート時より注目していましたが、このたびの骨子案は期待通りの内容であると受け止めています。ここに至るまで「子どもの声を聴き取る」ことにこだわり、腐心された努力に敬意を表します。これほどまでに子どもの意見聴取に力を入れた取り組みはかつてなかったのではないでしょうか。	これまで、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。今後も、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。
	2	最も評価したいのは、権利侵害に関する相談と救済のしくみを明確に位置付けたことです。実効性のあるしくみとして機能させることと、併せてその活動状況をチェックする仕組みも必要であると思います。ご検討ください。	子どもの権利救済委員の活動状況を確認するため、年に1回、報告書にまとめ、区長・区民に対し報告・公表してまいります。また、子どもの権利救済委員に求められる役割を十分に果たせるよう、先行自治体の運営等を参考に、実務面について検討していきます。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
24	3	<p>国の「こども基本法」をふまえた文科省の取組みや東京都の「こども基本条例」に基づく施策においても、教育分野での子どもの権利に関する取り組みは十分とは言えないと感じています。しかし杉並区ではぜひ、この条例の理念や学びを学校教育の中に位置付けていただきたいと考えます。子どもの権利侵害事例の多くが学校に関わる場で起きている事実を厳粛に受け止め、区教育委員会がその防止や解決、救済に真摯に取組むことを期待します。</p> <p>「子どもの権利」について考え、学ぶ動機づけの意味で、「子どもの権利の日」の制定を検討いただきたいと考えます。「〇月〇日は杉並区子どもの権利の日」ということが条例に記載され、子どもたちからイベントの企画が提案されれば、きっと楽しいと思います。</p>	<p>教育分野での子どもの権利に関する取組として、まずは区内の小中学校等を対象に、子どもの権利救済委員等による出前授業を実施すること等により、子どもの権利の考え方をしっかりと伝えていきたいと考えています。</p> <p>また、「子どもの権利の日」については、平成元年（1989年）にすべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択された日である「11月20日」が「世界子どもの日」と定められていることから、区独自に定めることは考えておりません。区においても、「世界子どもの日」に子どもの権利に関する意識を高め、広く周知する契機の一つとして取組等を実施していく考えです。</p>
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップなどで子どもの意見の聞き取りを積極的に行なったことがすばらしい</li> <li>・子どもに向かたパブコメの説明や募集のチラシがつくられていたこともとてもよかったです</li> </ul>	<p>これまで、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。区では、子どもの権利について、子ども自身が身近にある自らの権利として受け止めて理解を深めるためには、子どもが知るための支援を行う必要があると考え、条例骨子案等の内容をわかりやすく説明した子ども向けのパブリックコメント資料や、オープンハウス型説明会のパネルを作成しました。今後も、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。</p>
25	2	<p>骨子案について</p> <p>3 子どもの権利の保障</p> <p>【意見を聽かれる権利】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティア活動や地域行事への参加など」とあえて特定する必要はないので、「多様な社会的活動に参画」とするほうがいい</li> </ul>	<p>「意見を聽かれる権利」の「多様な社会的活動」に関する例示については、子どもを含む全ての区民によりわかりやすくするために一例として記載したもので、参加する活動を特定する意図はないため、ご意見を踏まえ、条例骨子案から例示を削除します。</p>
	3	<p>【守られる権利】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「悪い影響を与える言葉や行動」の部分で「悪い影響」とすると良い悪いを判断する必要があり、それを子どもではない大人がしてしまう可能性もある。言葉での暴力や悪意のない（よかれと思っての）親や先生の決めつけや価値観の押し付けなども子どもにとっては暴力に値する場合もあるので、「子どもの品性や心、身体を傷つける言葉や行動」とするのがいい。あくまでも子どもが傷ついた、つらいと感じることが基準とされるべき。</li> </ul>	<p>「守られる権利」に関する記載については、子どもの品性を傷つけ、子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言葉や行動から守られることを、条例に明確に規定したいと考えていることから、条例骨子案を修正します。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
25	4	<p>【個別の必要に応じて支援を受ける権利】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここに「性自認、性的指向」が含まれたことはとても嬉しい！多様性が認められる区に暮らすことができているという安心感を得ることができた。ぜひこのまま残してほしいし、いまの杉並区議の議会での発言や選挙広報をみていると、この点が遵守されているとはいえない状況なので、議会運営もあらためて見直してもらいたい。</li> <li>答申にあった「自分のルーツの文化、言語に触れ、それを学び表現することができます」という文言は残してほしい。たとえば、在日コリアンも学びたいと思えばそれを学ぶ権利がある。東京都が補助金を打ち切ってしまっている現状のなか、東京朝鮮第九初級学校のある杉並区だからこそこの一文は残してほしい。</li> </ul>	<p>区では、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、令和5年（2023年）4月から施行しています。審議会においても、そのような状況を踏まえ「性」について柔軟に対応することが求められているという委員のご意見を踏まえ、答申に盛り込まれたという経緯があります。このことを踏まえ、条例骨子案を定めたものです。また、「ルーツ」という表現を直接用いていませんが、言語・人種・文化・歴史的運命を共有し、同族意識によって結ばれた集団を指す「民族」という語に答申の趣旨を含むものとして考えています。</p>
25	5	<p>4 区の責務と保護者などの役割</p> <p>この部分は保護者だけではなく、子ども関係施設の職員、区民、事業者が主体となっていることがとても重要なので、全体を通してあえて「保護者等」とまとめないでほしい</p>	<p>区としては、子どもの権利を保障するために、保護者を始めとする各主体が重要であると認識しており、各主体の役割を定める際は、個別に役割を定めることとし、ご意見を踏まえ、条例骨子案を修正します。また、主語が長くなる場合などにおいて、文章の理解を助けるため、言葉の定義について「〇〇等」と記載をまとめることがあります。普及啓発用のリーフレット等では各主体の役割を個別に明記するなど、よりわかりやすい記載となるよう努めます。</p>
26	6	<p>5 子どもの権利を保障するための施策</p> <p>【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利救済委員の設置を明言しているのがすばらしい</li> <li>それと同時に区民や子ども自身が継続的に参加する委員会の設置も必要だと思う</li> </ul>	<p>区では、子どもを権利の侵害から救い、解決していくことは、解決手段を持たない子どもにとって大切なことであると考え、条例に基づく子どもの権利救済委員を設置することとしました。子どもの権利救済委員は、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。</p> <p>区民や子ども自身が継続的に参加し、施策の検証と必要な見直しを提言する機関のご提案につきましては、今のところ新たな機関を設置する予定はありません。しかしながら、区としても、子どもの権利の保障に関する施策を計画に定め、施策の実施状況を検証し改善を図る仕組みを整え、継続的に実施していくことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。</p>
26	一	<ul style="list-style-type: none"> <li>3教科又は、5教科の授業で「基礎」と「発展」を 分けて授業をして欲しいです。 →人によってペースが違い、置いてきぼりになってしまうから。</li> </ul>	<p>多くの杉並区立小・中学校で、算数・数学科の授業では、習熟度に応じてクラスを分けています。一方、他の教科では、教職員数の関係上、基礎クラスと発展クラスのように、複数のクラスに分けることはできません。しかし、児童・生徒一人ひとりが自分のペースで学べるようにすることは大切だと考えています。</p> <p>日々の学習活動において、同じクラス内であっても教師が一律に課題を設定するのではなく、児童・生徒一人ひとりが問い合わせをもち、自分のペースを大事にしながら課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる授業づくりを推進していきます。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
27	1	<p>【全体を通して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利条例が杉並区で制定されるのはとても素晴らしいです。職員の皆さん本当に疲れ様です！ありがとうございます！</li> <li>審議会によって作成された答申の内容は大変素晴らしいが、骨子案とかなり内容が異なるのが残念。答申の内容がきちんと骨子案、条例案に反映されてほしい。</li> <li>ワークショップをたくさん実施し、たくさんの子どもたちの声を聴いてくださってうれしい。ありがとうございます！特別支援学校や外国ルーツなどマイノリティの子どもたちの声も聴いてくれていてうれしいです。</li> <li>骨子案のやさしい版が分かりやすくてかわいくてよかったです。</li> <li>条例が施行されたら子どもたちにもアクセシブルであるために、かわいいパンフレットなどを作ってしっかり周知ほしい。</li> <li>骨子案だけでなく条例の方も、子どもや外国ルーツの人などにも分かりやすいよう、やさしい言葉バージョンがあったらいいと思う。</li> </ul>	条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容と、子ども等の意見を踏まえて作成しました。作成に当たっては、17ページに及ぶ答申のそれぞれの項目に記載された内容を踏まえて、条例の目的、基本理念、用語の定義、子どもの権利保障、区の責務と保護者等の役割、子どもの権利を保障するための施策をまとめました。条例の趣旨や内容について、子どもを含む全ての区民に理解を深めてもらえるよう、子どもが親しみやすいリーフレット等や、やさしい言葉や図を用いた資料等を作成し、普及啓発に努めてまいります。
	2	<p>【個別の必要に応じて支援を受ける権利】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国籍・民族・性別・性自認・性的指向が明記されておりすばらしい。多様な海外ルーツの子どもたち、多様なセクシュアリティの子どもたちがいることを区としてきちんと認識することはとても大事。</li> <li>答申にある「自分のルーツの文化、言語に触れ、それを学び表現することができます。」の一文は海外ルーツの子どもたちにとっては権利として明記されがとても大事だと思う。条例案に入れてほしい。</li> </ul>	区では、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るために、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、令和5年（2023年）4月から施行しています。審議会においても、そのような状況を踏まえ「性」について柔軟に対応することが求められているという委員のご意見を踏まえ、答申に盛り込まれたという経緯があります。このことを踏まえ、条例骨子案を定めたものです。また、「ルーツ」という表現を直接用いていませんが、言語・人種・文化・歴史的運命を共有し、同族意識によって結ばれた集団を指す「民族」という語に答申の趣旨を含むものとして考えています。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
3		<p><b>【区の責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申には「「子どもの権利とは何か」から広く伝えていく必要があります」とあり同じ内容の文言が頻出している。骨子案では子どもの権利の理解促進・実現を進める主体が区であることが責務として明記されていないが、明言すべきではないか。</li> <li>「保護者等」という文言にしてしまうと保護者以外のステークホルダーの存在が見えづらい。条例を読んだ人がはつきりわかるように、省略しない方がいいのではないか。</li> <li>答申には7つも箇条書きがあるのに、骨子案ではたった一行になっているのが残念。骨子案の「取り組みを進める」だけでは不十分だと思う。答申の内容をもっと含めてほしい。特に「区は、家庭、育ち学ぶ施設、区民及び事業者において子どもの権利が保障されるよう環境を整備します」の一文は不可欠なのではないか。</li> </ul>	<p>区としては、区の責務に「基本理念に基づき」とし、子どもの権利条約、こども基本法、東京都こども基本条例の精神に基づき、子どもの権利条約のいわゆる4原則を踏まえて、子どもの権利の保障に関する施策に取り組むことを定め、「5子どもの権利を保障する施策」の中で「区は、子どもと保護者等が子どもの権利との条例の趣旨及び内容について理解を深めることができるよう啓発活動を行うこととします。」と定めることで、区が子どもの権利の保障に関する施策を推進するために啓発活動に取り組んでいくことを明らかにしていますが、区の責務として取組を進めていくことが明確になるよう、条例骨子案の「区の責務」の記載を修正します。</p> <p>次に「保護者等」という記載についてですが、区としては、子どもの権利を保障するために、保護者を始めとする各主体が重要であると認識しており、各主体の役割を定める際は、個別に役割を定めることとし、ご意見を踏まえ、条例骨子案を修正します。また、主語が長くなる場合などにおいて、文章の理解を助けるため、言葉の定義について「〇〇等」と記載をまとめることができます、普及啓発用のリーフレット等では各主体の役割を個別に明記するなど、よりわかりやすい記載となるよう努めます。</p> <p>最後に、答申の7つの箇条書きについては、「子どもの権利を保障する施策」において、答申の箇条書きの趣旨を踏まえて、区が取り組むことを明記しています。</p>
27	4	<p><b>【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図が分かりやすくてよかったです。</li> <li>相談体制の整備、子どもの権利救済委員の設置はとても大事！賛成します！</li> <li>子どもの権利救済委員を「区長の付属機関」とするところあるが、独立性が保たれるのか、客観的な判断が可能なのか。答申にあるように、独立した機関の方がよいのではないか。</li> <li>相談体制の整備として、子どもが相談しやすい配慮と工夫、周知をお願いしたい。保護者がいなくても気軽に相談できるよう、電車に乗ったりしなくても行けるような、子どもがアクセスしやすい場所に設置してほしい。</li> <li>子どもは困っていてもそもそも相談していいことだと気づかないことが多い。文京区のb-labのように、子どものための居場所にユースワーカーを設置してほしい。日常のやりとりの中で子どもの困りごとにアプローチできるような場所と人材の配置をしてほしい。</li> <li>子どもの困りごとは学校の中で起こることも多い。骨子案には「子どもの権利の侵害についての調査、調整及び要請を行う」となるが、「調整及び要請」が学校の内部に対しても効果的に行われるよう、教育委員会と救済委員会の協働が必要なのではないか。</li> </ul>	<p>区では、子どもを権利の侵害から救い、解決していくことは、解決手段を持たない子どもにとって大切なことであると考え、条例に基づく子どもの権利救済委員を設置することとしました。子どもの権利救済委員は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく「附属機関」として位置付け、子どもの立場に立って相談を受けるとともに、区や、他の機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場から、調整などの働きかけを行います。職務を遂行する際は、どのような利害関係にも縛られないよう、公平で独立した立場を保ちますが、そのことが明確になるよう、ご意見を踏まえて条例骨子案を修正します。</p> <p>子どもの権利救済委員の設置場所については検討中です。当初は、切手不要で相談できる手紙を区内小・中学校の児童・生徒に配布するほか、子どもが利用する施設や、相談者が希望する場所において相談を受け付ける出張型相談を実施するなど、子どもが気軽に相談できるような手段や方法を検討しています。また、具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。教育機関に対して要請を行うこととなった際には、教育委員会事務局と連携を取りながら事案の解決を図ります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
27	5	<p>【居場所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆう杉並にユースワーカーを配置し、子どもの悩みに寄り添うことのできる場所としてほしい。文京区のb-labはユースワーカーや学生ボランティアが積極的に子どもたちと関係を築き、子どもたちの大切な居場所となっている。ただ場所として存在するだけでなく信頼できる大人が常駐していて、相談のしやすい居場所となってほしい。</li> <li>・ゆう杉並の体育館を見たら、子どもたちがたくさん遊んでいたが男の子しかいなかったようだ。男の子ばかり使っていたら女の子は使いづらいと思う。体育館に限らず、女の子も使いやすい工夫をしてほしい。子どもの中にもジェンダー格差はある。より弱い立場に置かれたがちな女の子たちやセクシュアルマイノリティの子どもたちのニーズに応えられる場所であるよう工夫と配慮を求めます。</li> </ul>	<p>ゆう杉並には、子ども対応の専門職である児童指導の職員が常駐しており、当該職員は、中・高校生が安心して過ごせる居場所づくりや子どもの主体的な活動に対する支援を行うなど、ご意見にあったユースワーカーと同様の役割を担っているものと考えています。また、大学生ボランティアがロビーワークを通じて中・高校生と関係性を築き、進路や勉強等の相談相手となるスペーススピア事業も展開しています。今後も、こうした専門人材の配置等により、子ども目線に立った施設運営を行っていきます。</p> <p>また、ゆう杉並の体育室には、複数の職員を配置し、利用したい子の希望を聞き取り、交代の声掛けを行うなど、性別や年齢に関わらず安心して使用いただけるような配慮を行っているところです。今後も引き続き、子どものニーズに応えることができるよう工夫をしながら運営を行っていきます。</p>
	6	<p>【子ども及びその保護者並びに子ども関係施設に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区は、子ども関係施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行う」とあるが、支援にとどまらず子どもの権利が保障されるための積極的な手立てを区の主導で進めてほしい。</li> <li>・特に保育園や学校で起こる性犯罪などから子どもたちが守られるよう、包括的性教育の実施をしてほしい。子どもの権利を守るために包括的性教育は不可欠です。</li> </ul>	<p>区は、条例に定める基本理念に基づき、関係施設に対する支援を行うほか、子ども関係施設等に対する子どもの権利について理解を深める啓発活動や、子ども等の意見を聴き、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、関係施設の職員等と協力して施策を実施してまいります。</p> <p>保育園では、国が定める保育所保育指針の中の『健康な心と体』、『道徳性・規範意識の芽生え』が、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイドライン」で定義している包括的性教育や、文部科学省の「生命(いのち)の安全教育」の考えを含んでいるものと捉え、自身や他者の体への興味関心が表れる4、5歳児を対象に、「健康教育」として、主に看護師から、いわゆるプライベートゾーンについて話をするなどの取組を、10年近く前から計画的に実施しています。</p> <p>小中学校では、全校で、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を実施しています。また、学習指導要領に基づき、性に関する指導も全校で実施しています。しかし、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、誰もがインターネットなど様々な方法で性に関する情報を入手でき、SNSを介した性犯罪に子どもが巻き込まれる事件も起きています。杉並区教育委員会としては、学習指導要領に基づいた性に関する指導に加え、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえた指導の必要性を認識しており、今後の性に関する指導の在り方について、様々な情報を集めながら研究しています。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
27	7	<p>【学校教員の理解促進・研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私は学校で教員として働いているが、生徒に対する物理的な暴力は昨今減ったものの、心理的に暴力的な指導はたびたび見聞きする。教員自身に子どもの権利についての正しい知識がない。教員をはじめ学校現場で働く大人たちがしっかりと子どもの権利条例を理解する必要がある。公立・私立ともに区内の学校で働く大人がしっかりと研修を受け正しい知識を得る必要がある。学校が子どもたちにとって心理的安全性を感じられる場所になるために、区がそのような機会を設ける必要があると思うが具体的にどうしていくのか。</li> </ul> <p>【授業での扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小金井市では区立学校で子どもの権利条例を授業で取り扱っている。杉並区でも同様の授業を行ってほしい。</li> <li>小金井市では動画や教材を区が作成して使用している。杉並区でも教員の負担が少なく、また授業を実施する人によって内容に差がでないように、わかりやすく使いやすい教材を作成してほしい。</li> </ul> <p>【区のホームページわかりづらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区のホームページはとても見づらい。PDFのリンクを貼り付けるだけなのは不親切だと思う。もっとわかりやすい工夫をしてほしい。お願いします…。</li> </ul> <p>(以上)</p>	<p>学校教員の理解促進・研修の実施に関しては、令和6年度(2024年度)に区立学校・子供園の教員を対象に、「こども基本法から学ぶ人権教育」等の研修を実施しました。次年度も、引き続き、人権課題「子ども」や「子どもの権利に関する条例」に関する教員向けの研修を計画しています。</p> <p>また、授業での扱いに関して、子どもに対する人権教育については、各学校が人権教育の目標を明確にして、各学校の実態に即し、各教科等の特質に応じて教育活動全体を通して計画的に推進しています。引き続き、「子どもの権利に関する条例」も含めた様々な人権課題を取り上げ、人権教育を推進していきます。</p> <p>区のホームページについては、デジタル化の進展に伴って変化する通信端末や情報媒体等との親和性を高めるとともに、ウェブページの使いやすさに配慮し、子どもを含む全ての区民が必要とする情報をわかりやすく配信していく考えの下、令和7年(2025年)1月に全面的なリニューアルを行い、デザイン・検索システムを変更しました。引き続き、区民に伝わりやすい情報の提供に努めます。</p>
28	1	<p>全体的に適切な条例骨子案であると思います。昨年から今年7月まで開催された子どもの権利擁護に関する審議会の真摯で充実した議論に敬意を表するとともに、子どもワークショップや子どものいる現場での聞き取りなど、子どもたちの声を積極的かつ意欲的に聴取した取り組みについて、また多くの区民の関心と理解を喚起している姿勢を高く評価します。</p> <p>パブコメの資料として「簡単版」を提供していることも、とてもよいと思いました。</p> <p>以下、各項目について記します。</p>	<p>令和5年(2023年)8月に設置した審議会においては、令和6年(2024年)7月までに、部会2回を含む計10回にわたり審議を重ね、その間、子どもワークショップを通じて審議の内容を子どもに伝えて意見を聴いたり、審議会委員が子ども等との意見交換会に参加して直接意見を聴いたりするなど、子どもの声を聴きながら議論を行ってきました。また、区では、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容や、子ども等の意見を踏まえて作成したものです。</p> <p>区としては、子どもの権利について、子ども自身が身近にある自らの権利として受け止めて理解を深めるためには、子どもが知るための支援を行う必要があると考え、条例骨子案等の内容をわかりやすく説明した子ども向けのパブリックコメント資料や、オープンハウス型説明会のパネルを作成しました。今後も、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。</p>
	2	2 用語の定義 …いずれも必要な用語について適切に定義されていると思いました。	子どもの権利を保障するためには、保護者を始めとする各主体の役割等が重要であると認識しており、子ども、保護者、子ども関係施設について、用語の意義を明らかにするため規定します。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
28	3	<p>3 子どもの権利の保障</p> <p>「子どもの権利条約に規定される権利が尊重される」の記述は重要だと思います。条例に盛り込めない内容についても、子どもの権利条約によって補完されると考えるからです。【安心して生きる権利】</p> <p>「愛情を持って育てられ、必要な居場所が確保されます」の部分については、愛情を持って育てられることと、居場所の確保という環境面の問題は、異なるものであり、それぞれ別項目として記述したほうがよいと考えます。</p>	<p>「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で、日本は平成元年（1994年）に批准しています。骨子案では、「3 子どもの権利の保障」に、子どもの権利条約に規定される権利が尊重されることを記載していますが、ご意見の趣旨がより伝わるよう、条例に前文を設け、条例の趣旨や理念を明確にわかりやすく伝えます。</p> <p>条例骨子案では、「安心して生きる権利」に「愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。」と定めました。ここでいう、「必要な居場所」とは、「子どもにとって安心できる居場所を確保する」という意図で記載したものです。ご意見を踏まえ、安心できる居場所を確保することを明らかにするため、同じ「安心して生きる権利」に定めた「命と健康が大切にされ、人格が尊重されます。」も含めて再度検討を行い、答申を参考にしながら条例骨子案を修正します。</p>
4	4	<p>【育つ権利】</p> <p>遊びの機会の確保、休息についての言及は大変よいと思います。</p>	<p>子どもの権利条約においては、「子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加することができます。」として、第31条に「休み、遊ぶ権利」が定められています。また、これまでに行った子どもの意見聴取でも、自由に遊んだり、好きなことを追求したりする時間を大切にしたい、精神的や肉体的に疲れたときには休息をとって、心と体を回復させたい、という声が聽かれました。区としても、子どもの権利条約や答申の内容を踏まえ、年齢や発達に応じた多様で適切な遊び及び十分な休息について定めていく考えです。</p>
5	5	<p>【意見を聽かれる権利】</p> <p>「ボランティア活動や地域行事への参加など」という記述については、子どもの社会活動の内容を限定するかのように読み取れ、違和感を覚えます。後述される「多様な社会的活動」で必要十分であり、削除を求めます。</p>	<p>「意見を聽かれる権利」の「多様な社会的活動」に関する例示については、子どもを含む全ての区民によりわかりやすくするために一例として記載したもので、参加する活動を特定する意図はないため、ご意見を踏まえ、条例骨子案から例示を削除します。</p>
6	6	<p>【個別の必要に応じて支援を受ける権利】</p> <p>「性自認、性的指向」という文言を明記したことは重要な視点です。高く評価します。</p>	<p>区では、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るために、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、令和5年（2023年）4月から施行しています。審議会においても、そのような状況を踏まえ「性」について柔軟に対応することが求められているという委員のご意見を踏まえ、答申に盛り込まれたという経緯があります。このことを踏まえ、条例骨子案を定めたものです</p>
7	7	<p>4 区の責務と保護者等の役割</p> <p>【区の責務】</p> <p>「取組みを進めることとします」という表現は、他人事のように読みます。施策を推進する区の決意を明確に示すため、「進めます」のような毅然とした表現が望ましいと思います。（②として続きあります）</p>	<p>条例骨子案では、区の責務に「基本理念に基づき」と定め、子どもの権利条約、こども基本法、東京都こども基本条例の精神に基づき、子どもの権利条約のいわゆる4原則を踏まえて子どもの権利の保障に関する施策に取り組むこと、また、「5子どもの権利を保障する施策」において、施策を推進する仕組み、居場所の確保など、区が取り組むことを記載することで、答申の内容を受け止めました。区としては、区の責務として取組を進めていくことが明確になるよう、条例骨子案を修正します。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
	8	5 子どもの権利を保障するための施策 【子どもの意見表明及び参画の仕組み】 「子どもが理解できるように必要な対応」という記述がされていることを評価します。とても大切なことだと思います。	区は、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。
28	9	【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済のしくみ】 「子どもの権利救済委員」の設置を高く評価します。高い専門性を持つ人材が配置されることを期待します。 併せて、子どもの権利擁護のための取り組みの実施状況と実効性を検証するため、区民や子どもたちが継続的に関わることのできる委員会等の仕組みが必要であると考えます。 参考資料の相談と救済の図は、仕組みを具体的にイメージしやすくとても良いと思います。	子どもの権利救済委員は、具体的な権利侵害に関する相談はもちろんのこと、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。また、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。 区民や子ども自身が継続的に参加し、施策の検証と必要な見直しを提言する機関のご提案につきましては、今のところ新たな機関を設置する予定はありません。 区としては、子どもの権利の保障に関する施策を計画に定め、施策の実施状況を検証し改善を図る仕組みを整え、継続的に実施していくことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。
	10	【居場所の確保】 子どもの権利条例制定の取り組みと並行して「子どもの居場所づくり基本方針」の検討がされたことを評価します。「子どもの居場所づくり基本方針」が、子どもの権利条例の趣旨を反映した居場所の確保を目指すものとして機能することを期待します。	区では、子どもの居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定しました。 子どもの居場所において、子どもが安全・安心に過ごせることや子どもの権利保障が図られていることは重要であることから、行政・民間に関わらず、子どもの居場所に關係するすべての人が留意すべき視点を定めました。 今後、区内の様々な子どもの居場所で、この留意すべき視点が守られるよう、子どもの権利の普及啓発を進めていきます。
	11	【その他の施策】 「区は暴力の防止…」以下の記述は、【守られる権利】と内容が重複しており、あえてここに記載するのであれば、説明がほしいと思いました。	「守られる権利」の定めは、暴力等から守られる権利を定め、「その他の施策」暴力等に関する規定は、区として暴力等の未然防止や相談・救済のために対応することを明らかにしています。また、誰であっても、子どもに対して、暴力等はしてはならないことから、このことについて明らかにするため、「その他施策」とは別に定めることとし、条例骨子案を修正します。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
28	12	<p>最後に、「子どもの権利の日」を制定されることを提案します。特定の日を規定することで、学校教育に取り入れるきっかけとなり、杉並区を挙げてさまざまなイベントが企画されることで、区民の「子どもの権利」についての理解と意識づけに大きな効果をもたらすことが期待されます。ぜひご検討ください。</p> <p>以上が「杉並区子どもの権利に関する条例（骨子案）」に関する意見です。私たちは、杉並区に「子どもの権利に関する条例」ができるよう提案し、ていねいなプロセスを経ての制定を待ち望んでいました。全国の自治体で、子どもの権利に関する条例の制定や仕組みづくりが広がる中、杉並区は遅きに失した感もありますが、審議会での充実した議論を十分に反映した条例が制定されることを切に望みます。</p> <p>そして、条例制定後も条例を実効性あるものにするために、子どもに関するあらゆる場面での具体的な行政計画や施策の展開が必須であると考えます。学校現場での権利教育や、子どもをはじめ誰もが理解できるような条例の解説本の作成等も必要であると考えます。すべての子どもが独立した人格として尊重される杉並区でありますように。</p>	<p>「子どもの権利の日」については、平成元年（1989年）にすべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択された日である「11月20日」が「世界子どもの日」と定められていることから、区独自に定めることは考えておりません。区においても、「世界子どもの日」に子どもの権利に関する意識を高め、広く周知する契機の一つとして取組等を実施していく考えです。</p> <p>条例を実効性のあるものにするためには、区としても、子どもの権利の保障に関する施策を計画に定め、施策の実施状況を検証し改善を図る仕組みを整え、継続的に実施していくことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。</p> <p>学校現場での子どもの権利の教育については、区内の小中学校を対象に、子どもの権利救済委員等による出前授業を実施すること等により、子どもの権利の考え方をしっかりと伝えていきたいと考えています。</p> <p>条例の解説本については、条例の趣旨や内容を、子どもを含む全ての区民に理解を深めてもらえるよう、子どもが親しみやすいリーフレット等や、やさしい言葉や図を用いた資料等を作成し、普及啓発に努めます。</p>
29	-	<p>杉並区に子どもの権利に関する条例ができると大変嬉しく思います。</p> <p>杉並区で条例ができるかもしれないと聞いて、他の自治体の条例を読んだり、区民の勉強会に参加したりと、子どもの権利を知ることで子育てや学校教育で疑問に思っていたことへの回答が見つかるような気がして、子どもに関わる大人としてこの権利のことをもっとよく知りたい、子どもたちや大人にも知ってもらいたいと思うようになりました。</p> <p>条例ができる前にワークショップ等を行っていただいた学校もあるようですが、すべての学校・学年ではなく、まだまだ条例ができること、「子どもの権利」という考え方があることさえ知らない子どもがたくさんいます。</p> <p>教育現場が大変忙しい、すでに先生方への負担が大きいことは重々承知していますが、杉並区子どもの権利の日や月間などを制定し、公立校だけでも必ず授業をする等、ぜひすべての学校で学ぶ場を作っていただきたいです。「子どもの権利」を知っている親や時間に余裕のある子どもだけがリーチする限定的なワークショップだけでなく、すべての子どもに浸透する施策を、教育委員会・子ども家庭部の垣根を越えてお願ひいたします。</p>	<p>学校は、道徳科の授業の中で、人権尊重や思いやりの心を育み、自他の権利の尊重についての理解を深める教育を行っています。また、特別活動の時間においては、学級活動や児童会・生徒会活動などで、子どもたちが主体的に意見を出し合い、協力して活動することを通して、権利と責任について学んでいます。済美教育センターでは、条例の趣旨を踏まえ、子どもたちの意見を取り入れた学校行事やきまり・校則の見直しが進むよう、全区立学校に向け「児童・生徒が主体となって進める学校づくりの推進」について指導・助言を行っていきます。</p> <p>また、「子どもの権利の日」については、平成元年（1989年）にすべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択された日である「11月20日」が「世界子どもの日」と定められていることから、区独自に定めることは考えておりません。区においても、「世界子どもの日」に子どもの権利に関する意識を高め、広く周知する契機の一つとして取組等を実施していく考えです。</p> <p>子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めます。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
30	1	<p>〈全体の感想〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利擁護に関する審議会の答申に添いながら、必要な内容がわかりやすくまとめられていると思いました。骨子案に従い、杉並区らしい子どもの権利条例が作成されることを望みます。</li> </ul> <p>〈意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文について</li> </ul> <p>前文は必ず入れてほしいと思います。条例の理念と条例に込めた思いを子どもはもちろんのこと、多くの人に伝え、理解してもらうために必要だと思います。</p> <p>執筆主体は子どもではなく、区（大人）にしてほしいと思います。大人が責任をもって制定したことを表現するためです。</p> <p>法務上の必要条件を見たしながら、目を通すだけで気分があかるくなったり、うれしくなったりする前文となることを望みます。子どもの心に寄り添うようなフレーズが盛り込まれているだけで、子どもにとって条例は近しいものとなり、自分たちの条例だと思ってもらえると思うからです。</p> <p>前文の監修を杉並区在住の詩人・谷川俊太郎さんにお願いできないでしょうか。広報『すぎなみ』2201号（2017年4/15発行）にもあるように、谷川さんの詩や執筆物には杉並に関する記述がたびたび登場します。子どもの権利擁護に関する審議会会长を、子どもの権利に関する第一人者である野村武司さんにお願いしたように、子どもに関する詩を多数発表し、日本の戦後詩に多大な影響を与えた谷川さんに関わっていただき、杉並区らしい前文を作つてはどうかと思いました。前文内に谷川さんの詩を組み込んだり、添えるというやり方でもよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「杉並区子どもの権利の日」の制定を</li> </ul> <p>「杉並区子どもの権利の日」があれば、家庭や学校現場、区ならびに関係施設で権利教育を行うきっかけとなると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>骨子案内で気になった点</li> </ul>	<p>前文は、条例の趣旨や理念を明確にし、その背景や目的をわかりやすく伝えるために置かれるものです。本条例においては、審議会での検討や答申、及び子どもの意見を踏まえ、前文を設ける考えです。</p> <p>「子どもの権利の日」については、平成元年（1989年）にすべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択された日である「11月20日」が「世界子どもの日」と定められていることから、区独自に定めることは考えておりません。区においても、「世界子どもの日」に子どもの権利に関する意識を高め、広く周知する契機の一つとして取組等を実施していく考えです。</p>
	2	<p>【安心して生きる権利】</p> <p>「愛情を持って育てられ、必要な居場所が確保されます」</p> <p>→前段と後段はそれぞれ異なることを示していると思います。別項目として記述したほうがよいと思います。</p>	<p>条例骨子案では、「安心して生きる権利」に「愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。」と定めました。ここでいう、「必要な居場所」とは、「子どもにとって安心できる居場所を確保する」という意図で記載したものです。ご意見を踏まえ、安心できる居場所を確保することを明らかにするため、同じ「安心して生きる権利」に定めた「命と健康が大切にされ、人格が尊重されます。」も含めて再度検討を行い、答申を参考にしながら条例骨子案を修正します。</p>
	3	<p>【意見を聽かれる権利】</p> <p>→「ボランティア活動や地域行事への参加など」</p> <p>社会活動の内容を限定したのはなぜでしょうか。限定しないほうがよいと思います。この部分は不要であると思います。</p>	<p>「意見を聽かれる権利」の「多様な社会的活動」に関する例示については、子どもを含む全ての区民によりわかりやすくするために一例として記載したもので、参加する活動を特定する意図はないため、ご意見を踏まえ、条例骨子案から例示を削除します。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
30	4	以上です。 子ども家庭部の皆さん、関係部署の皆さまの誠実なお仕事に敬意を表します。もうひとつふんぱり、がんばってください！	令和5年(2023年)8月に設置した審議会においては、令和6年(2024年)7月までに、部会2回を含む計10回にわたり審議を重ね、その間、子どもワークショップを通じて審議の内容を子どもに伝えて意見を聴いたり、審議会委員が子ども等との意見交換会に参加して直接意見を聴いたりするなど、子どもの声を聴きながら議論を行ってきました。また、区では、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、様々な意見を聴いてきました。条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容や、子ども等の意見を踏まえて作成しました。
31	1	全体として素晴らしい条例骨子案だと思います。審議会も何回か傍聴しましたし、職員の方たちの子どもたちへの聴き取る熱意は並々ならぬものがありました。子どもたちにも伝わったことでしょう。	令和5年(2023年)8月に設置した審議会においては、令和6年(2024年)7月までに、部会2回を含む計10回にわたり審議を重ね、その間、子どもワークショップを通じて審議の内容を子どもに伝えて意見を聴いたり、審議会委員が子ども等との意見交換会に参加して直接意見を聴いたりするなど、子どもの声を聴きながら議論を行ってきました。また、区では、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容や、子ども等の意見を踏まえて作成しました。
31	2	3. 子どもの権利の保障 【育つ権利】十分な休息についての言及は多くの子どもたちが言っていることであり、しっかり書いていただきたいポイントです	子どもの権利条約においては、第31条に「子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加することができます。」として、「休み、遊ぶ権利」が定められています。これまでに行った子どもの意見聴取でも、精神的・肉体的に疲れたときには休息をとって、心と体を回復させたい、という声が聴かれました。区としては、子どもの権利条約や答申の内容を踏まえ、休息について定めていく考えです。
	3	【意見を聴かれる権利】これも本当に大事だと思います。幼少の頃から些細なことがらではあっても(登園前のソックス選びなど)、意見(views)を聴かれることが当たり前(rights)であることが、自分に自信を持って意見を表明し、他者を認め、社会との関わりを持つという意欲に繋がると考えますので。	「意見を聴かれる権利」として、子どもが必要な情報や、興味のあることに関する情報を得て、意見を表明する機会が確保されるよう、子どもが知るための支援や取組を行います。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
32	1	<p>私は、20年以上前に仲間たちと「杉並に子どもの人権を守るしくみをつくる会」を立ち上げ、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条例）」の学習を重ね、再三に「子どもの権利条例」の制定を求めてきました。</p> <p>この度区が審議会での検討を受け、「子どもの権利に関する条例」の制定に着手したことを大いに評価します。</p> <p>これまでの区はこの課題に対して「条例が無くても、杉並区では子どもの権利は守られている」等の理由から前向きに取り組む姿勢を見せませんでした。国が「子どもの権利条約」を1994年に批准しているにも関わらず、区議会の中にも「子どもの権利」という言葉にさえ抵抗を感じる議員もいて、全国の自治体が次々と子どもの権利に関する条例を制定する中、検討さえ開始されず忸怩たる思いをしてきました。「子どもの権利条約」があるから、「東京都子ども基本条例」があるから、区の条例は必要ないなどということは決してありません。子どもたちの一番身近な生活の場であり、その地域の子どもたちの持つ課題やニーズにいち早く対応できる基礎自治体こそ「子どもの権利に関する条例」を持ち、子どもたちへの権利を保障し、おとなたちの行動規範にしなければなりません。児童青少年センターの建設にあたって「中高生委員会」を設置して積極的に子ども参加を進め、いち早く子どもの権利に関する条例が制定されるだろうと識者に言われた先進自治体の区民として情けない思いする日々でした。</p> <p>今回審議会のほとんどの日程を傍聴し、子どもワークショップや学校現場での聞き取りなどの事務局企画等の取り組みを知るにつけて、穿った見方をすれば子どもの権利に関する条例後発組だったからこそ、ここまで充実した議論が出来たのかもしれないとも思ったりしています。審議会委員の皆さんとの多岐に渡る本気の議論、事務局の皆さんの熱意と尽力の成果としての審議会答申「杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策にかんし必要な事項について」と、子どもワークショップ等で集めた子どもたちの意見を充分に反映した条例の制定を望みます。子どもは独立した人格を持った個人であり、共にくらすパートナーです。おとなとの予備軍としての子どもではなく、今を生きる子どもたちにとって暮らしやすい杉並であるために、「杉並区子どもの権利に関する条例」とその理念を受けた具体的な施策や行動が実現しますように。</p> <p>&lt;骨子案について&gt;</p> <p>(意見) 条文はなるべく分かりやすく伝わりやすい易しい文章にしてください。必要に応じて年齢の低い子どもたちにも分かりやすい別版や用語等の解説集をつけて欲しいと思います。骨子なので、筑後の意見を求められるものではないかも知れませんが、気になった部分について書かせていただきます。</p>	<p>令和5年(2023年)8月に設置した審議会においては、令和6年(2024年)7月までに、部会2回を含む計10回にわたり審議を重ね、その間、子どもワークショップを通じて審議の内容を子どもに伝えて意見を聴いたり、審議会委員が子ども等との意見交換会に参加して直接意見を聴いたりするなど、子どもの声を聴きながら議論を行ってきました。また、区では、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。</p> <p>条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容と、子ども等の意見を踏まえて作成しました。作成に当たっては、17ページに及ぶ答申のそれぞれの項目に記載された内容を踏まえて、条例の目的、基本理念、用語の定義、子どもの権利保障、区の責務と保護者等の役割、子どもの権利を保障するための施策をまとめました。条例の趣旨や内容について、子どもを含む全ての区民に理解を深めてもらえるよう、子どもが親しみやすいリーフレット等や、やさしい言葉や図を用いた資料等を作成し、普及啓発に努めてまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
32	2	1、条例の目的・基本理念 (意見) 法及び都条例の「精神に基づき」は「踏まえて」とした方が基礎自治体の主体性を感じられると思います。	区としても、区条例に定めた理念を踏まえ、子どもの権利の保障に関する施策を主体的に進めていくことが必要と考えています。ご意見の趣旨を踏まえ、条例骨子案を修正します。
	3	2、用語の定義 (意見) 「その他の類似する施設という」言い方が少し分かりにくいです。子どもを対象とする事業を行う施設と明示してはどうでしょうか。	区としても、誰にとってもわかりやすく伝えることは重要であると認識していますので、ご意見を踏まえ、条例骨子案を修正します。
	4	3、子どもの権利保障 (意見) 「子どもの権利条約に規定される権利」と明記することは、あらゆる条件下にあるこどもたちを対象とする上で大事だと思います。  [安心して生きる権利] (意見) ○愛情を持って育てられ→審議会の議論の中でも出していましたが「愛情」という言葉は執着的な感情になる場合もあり漠然としているので、家庭的な環境(特別な個人して扱われる小さな環境)で思いやりを持って育てられとしてはと思います。また、居場所の必要性については同感ですが、項目を分けた方が分かりやすいと考えます。	「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約で、日本は平成元年(1994年)に批准しています。骨子案では、「3 子どもの権利の保障」に、子どもの権利条約に規定される権利が尊重されることを記載していますが、ご意見の趣旨がより伝わるよう、条例に前文を設け、条例の趣旨や理念を明確に、わかりやすく伝えます。 条例骨子案では、「安心して生きる権利」に「愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。」と定めました。ご意見のとおり、「愛情」については、愛の感じ方や表現方法は人によって異なることから、どのような記載がふさわしいかについて、審議会においても様々なご意見があつたところですが、答申を踏まえ「愛情」と記載しました。また、ここでいう、「必要な居場所」とは、「子どもにとって安心できる居場所を確保する」という意図で記載したものです。ご意見を踏まえ、「愛情」について多くの人が一般的に理解しやすい記載とし、安心できる居場所を確保することを明らかにするため、同じ「安心して生きる権利」に定めた「命と健康が大切にされ、人格が尊重されます。」も含めて再度検討を行い、答申を参考にしながら条例骨子案を修正します。
	5	[育つ権利] (意見) ○遊びを育つ権利に入れたことは大いに評価します。遊びは子どものご飯です。	子どもの権利条約においては、第31条に「子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加することができます。」として、「休み、遊ぶ権利」が定められています。これまでに行った子どもの意見聴取でも、自由に遊んだり、好きなことを追求したりする時間を大切にしたい、という声が聽かれました。区としても、子どもの権利条約や答申の内容を踏まえ、年齢や発達に応じた多様で適切な遊びについて定めていく考えです。
	6	[意見を聽かれる権利] (意見) ○意見等がどのように考慮されたかを理解できるように必要な対応が行われることはたいへん大事です。聞きっぱなしや決めつけ型の返答は子どもたちの人権を無視することになるだけでなく、おとなに対する不信感を持つ原因にもなります。 (意見) ○ボランティア活動や地域行事との限定的な記述に引っかかりました。多様な社会参加という文言だけにすべきです。	「意見を聽かれる権利」の「多様な社会的活動」に関する例示については、子どもを含む全ての区民によりわかりやすくするために一例として記載したもので、参加する活動を特定する意図はないため、ご意見を踏まえ、条例骨子案から例示を削除します。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方	
	7	<p>[個別の必要に応じて支援を受ける権利]</p> <p>(意見) ○性自認、性的指向を入れたことは個人の人格を尊重する上に大事だと思います。「民族」という言い方より多様な文化のもとに育ったという言い方が適当と考えます。</p>	区では、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、令和5年(2023年)4月から施行しています。審議会においても、そのような状況を踏まえ「性」について柔軟に対応することが求められているという委員のご意見を踏まえ、答申に盛り込まれたという経緯があります。このことを踏まえ、条例骨子案を定めたものです。また、「民族」は、言語・人種・文化・歴史的運命を共有し、同族意識によって結ばれた集団を指すものであるため、ご意見の「多様な文化」ではなく「同じ文化」が近しいと考えています。	
	8	<p>4、区の責務と保護者等の役割</p> <p>[区の責務]</p> <p>(意見) ○取り組を進めることとします。という言い方は区が積極的に責任を持って条例を制定し執行していくという決意を表現するには弱いと思います。取り組み進めます。と強い意志を示して欲しいです。</p>	条例骨子案では、区の責務に「基本理念に基づき」と定め、子どもの権利条約、こども基本法、東京都こども基本条例の精神に基づき、子どもの権利条約のいわゆる4原則を踏まえて子どもの権利の保障に関する施策に取り組むこと、また、「5子どもの権利を保障する施策」において、施策を推進する仕組み、居場所の確保など、区が取り組むことを記載することで、答申の内容を受け止めました。区としては、区の責務として取組を進めていくことが明確になるよう、条例骨子案の「区の責務」の記載を修正します。	
32	9	<p>5、子どもの権利を保障するための施策</p> <p>(意見) 特に罰則規定などを持たない「子ども基本法」等と関連する条例なので、他の法律に抵触しない限り、子どもの権利侵害に対して強制的な対応を取ることは難しいし、それが有効は方法でない場合も多いと思います。そこで、子どもの権利を保障するための具体的な施策は条例の中でも特に重要なになってくると思います。骨子案に参考資料として添付された相談と救済の仕組みの図は、流れを具体的にイメージしやすく、ぜひこの仕組みを実体化して継続的に見直しながら運営して行って欲しいと思います。</p>	子どもの権利救済委員は、具体的な権利侵害に関する相談はもちろんのこと、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も良い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。また、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。	
	10	<p>[子どもの権利の普及啓発]</p> <p>(意見) 冒頭述べたように、子どもの権利に関する理解は決して充分とは言えません。当事者の子どもたちが自分たちの持つ権利のことをしっかりと知ることはもちろん、杉並区に暮らす全てのおとながはつきり子どもの権利についての認識を持つことが必要です。教育現場での研修、養育者への啓発、社会教育、社員教育など様々な場でのおとなへの啓発活動を求める。</p>	子どもたちが自分たちのもつ権利について知るために、人権課題「子ども」に係る「子どもの権利に関する条例」を取り上げ、人権教育を推進していきます。また、教育現場での研修については、令和6年度(2024年度)、区立学校・子供園の教員を対象に、「こども基本法から学ぶ人権教育」等について教員向けの研修を実施し、子どもの権利について正しく理解するための取組を実施しました。令和7年度(2025年度)も、引き続き、人権課題「子ども」や「子どもの権利に関する条例」に関する教員向けの研修を計画しています。	このほか、保護者、子ども関係施設、区民及び事業者の理解を深めるため、子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めるとともに、保護者や地域の方々、学校を始めとする子ども関係施設や団体等の方々が、より子どもの権利に関する理解を深められるような支援を行います。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
	11	[子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み] (意見) 相談・救済機関とは別に、施策を検証し必要な見直しの提言をするための機関の設置が必要です。子どもの置かれている状況を的確に把握することができるものであること。	施策の検証と必要な見直しを提言する機関のご提案につきましては、今のところ新たな機関を設置する予定はありません。しかしながら、区としても、子どもの権利の保障に関する施策を計画に定め、施策の実施状況を検証し改善を図る仕組みを整え、継続的に実施していくことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。
32	12	[居場所の確保] (意見) 子どもの居場所は子どもだけのための施設に限らず、地域区民センターなども、子どもの居場所なりえます。学校も含め地域のいろいろな場所に子どもたちが安心して過ごせる場所を作りたいです。	区では、子どもの居場所づくりの理念や今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定しました。 この基本方針を検討するため行った子どもの意見聴取では、ご意見にあった地域区民センターをはじめとした集会施設や、公園、図書館、スポーツ施設など、多世代の区民を対象とする一般区民施設も、子どもの貴重な居場所の一つとなっていることを改めて確認することができました。 これを踏まえ、基本方針には、「一般区民施設を活用した居場所の充実」に関する取組を盛り込み、子どもの居場所の一翼を担っている集会施設や公園等において、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていくこととしています。
	13	[子ども及びその保護者並びに子ども関係施設に対する支援] (意見) 審議会でも、子どもたちをサポートする人たちへのサポートの重要性が語られていたので、この項目は大事です。おとながゆったりとした気持ちで子どもに対応することができることが、子どもの人権を守る上でも重要です。 以上	子どもの権利救済委員は、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。また、具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
33	1	<p>昨年8月から杉並区で長く「子どもの権利条例」の制定を求めて活動してきた人たちの勉強会に加わる機会を得て、審議会の傍聴に何度か足を運びました。</p> <p>条例制定のプロセスを傍聴席から垣間見、ようやく杉並区でも「子どもの権利条例」制定に向けての骨子案が示されたことを嬉しく思います。</p> <p>審議会委員や事務局の皆さん、子どもワークショップや学校現場での聞き取りなど、子どもたちの声を積極的・意欲的に聴取した取り組みは、手元にある多くの資料に残されています。多岐に渡る議論や熱意と尽力も審議会を感じることができました。</p> <p>骨子案を読んで、私自身は「子どもの権利を保障するための施策」が急務で、柔軟性と緻密な施策が必要と感じています。</p> <p>現代は「子どもの権利」は所与のものと位置づけられていますが、「子どもの権利」について学ぶ機会がなかった人の中には、「子どもの権利」ということばに抵抗感があつたり「わがまま」と批判する一定の人たちがいます。ある審議会委員の方から「子どもの権利は義務があつてのもの、子どもが権利だけを主張するのはわがままという声がまわりにある・・・」という意見がありました。会長の野村先生は、「東京都こども基本条例」、「子ども基本法」が制定・施行された今はそんな時代ではありませんよと一笑に付されましたが、杉並区議会の一部の議員の中にも同様の主張をする方がいます。</p> <p>子どもの権利は子どもたちだけではなく、大人こそ理解を深めることが重要であるため、子どもの権利侵害からの救済について理解を深めるとともに、区内のあらゆる機関や機会を通じて広報に努めることも重要なと考えます。</p> <p>以下</p>	<p>令和5年(2023年)8月に設置した審議会においては、令和6年(2024年)7月までに、部会2回を含む計10回にわたり審議を重ね、その間、子どもワークショップを通じて審議の内容を子どもに伝えて意見を聴いたり、審議会委員が子ども等との意見交換会に参加して直接意見を聴いたりするなど、子どもの声を聴きながら議論を行ってきました。また、区では、区立小中学校の意見交換会、子どもワークショップ、子ども日本語教室や区内特別支援学校での意見聴取、大人と子どもを対象に区ホームページ及びすぎなみフェスタ、児童館等におけるアンケートを実施し、子ども等から様々な意見を聴いてきました。</p> <p>条例骨子案については、審議会の意見を取りまとめた答申の内容と、子ども等の意見を踏まえて作成しました。作成に当たっては、17ページに及ぶ答申のそれぞれの項目に記載された内容を踏まえて、条例の目的、基本理念、用語の定義、子どもの権利保障、区の責務と保護者等の役割、子どもの権利を保障するための施策をまとめました。子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えていますので、条例の趣旨や内容について、子どもを含む全ての区民に理解を深めてもらえるよう、子どもが親しみやすいリーフレット等や、やさしい言葉や図を用いた資料等を作成し、普及啓発に努めてまいります。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
33	2	<p>&lt;5 子どもの権利を保障するための施策&gt;について記します。</p> <p>1) 意見表明及び参画の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは保護の対象ではなく権利の主体、子どもをパートナーとして位置付ける。</li> <li>・子どもに関するテーマは必ず子どもも参加する。いろいろなタイプの子どもたちがいることが望ましいと思います。</li> <li>・ワークショップに参加した子どもたちが、条例成立後も相談や救済の仕組みに関わって活動できるといいと思います。</li> <li>・子どもの権利擁護のための取り組みの実施状況と実効性を検証するため、区民や子どもたちが継続的に関わることのできる委員会等の仕組みが必要だと考えます。</li> </ul>	<p>子どもの権利を保障するための施策を進めるに当たっては、子どもを保護の対象としてではなく、権利の主体として考え、かつ、子どもの最善の利益を考慮すること等に留意します。また、子ども参加を必要とする事業については、対象となる子どもの属性や、意見を積極的に伝えられる子ども、意見を伝えることに消極的な子ども、手段によっては伝えることが出来る子ども、伝えることが難しい子どもなど、様々な子どもが参加できるように努めます。</p> <p>また、令和6年（2024年）12月まで開催していた子どもワークショップシーズン3では、条例や子どもの権利救済委員の制定・設置後の周知啓発の方法について話し合いました。「条例が出来たら終わり」ではなく、子どもに関わることは、子どもの意見を聴いて、子どもと一緒に考えることができるよう、今後も取り組んでまいります。</p> <p>また、区民や子ども自身が継続的に参加し、施策の検証と必要な見直しを提言する機関の設置のご提案につきまして、今のところ新たな機関を設置する予定はありません。しかしながら、区としても、子どもに関する取組や施策の検証を継続的に行なうことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。</p>
33	3	<p>2) 子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済のしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長の付属機関としての「子どもの権利救済委員」の設置はとても重要だと思います。参考資料の相談と救済の仕組みの図（とても判りやすいです）を、さらに具体的で親しみやすく利用しやすいものにし、子どもが相談・救済機関を知らないことで不利益を被ることがないよう積極的に普及啓発と支援を行ってほしとと思います。</li> <li>・子どもを支援する人を支援する制度も必要だと思います。</li> <li>・相談・救済機関とは別に、施策を検証し必要な見直しの提言をする機関の設置が必要と思います。</li> </ul>	<p>区では、子どもを権利の侵害から救い、解決していくことは、解決手段を持たない子どもにとって大切なことであると考え、条例に基づく子どもの権利救済委員を設置することとしました。具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も良い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。</p> <p>子どもの権利救済委員の設置場所については検討中です。当初は、切手不要で相談できる手紙を区内小・中学校の児童・生徒に配布するほか、子どもが利用する施設や、相談者が希望する場所において相談を受け付ける出張型相談を実施するなど、子どもが気軽に相談できるような手段や方法を検討していくとともに、制度について広く周知するよう努めてまいります。また、子どもの権利救済委員は、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人からの相談も受け付けます。</p> <p>施策の検証と必要な見直しを提言する機関のご提案につきましては、今のところ新たな機関を設置する予定はありません。しかしながら、区としても、子どもの権利の保障に関する施策を計画に定め、施策の実施状況を検証し改善を図る仕組みを整え、継続的に実施していくことは非常に重要であると考えていることから、公募の委員を含む子ども・子育て会議などで区民等の意見を聴いてまいります。また、ご意見を踏まえ、条例骨子案の「子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み」の記載を修正します。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
33	4	<p>条例制定後も条例を実効性あるものにするために、学校現場での権利教育を是非継続してほしいと思います。「子どもの権利の日」を制定してもいいと思います。</p> <p>大人の「子どもの権利」ワークショップは、区民自身が自分事としてあちこちで立上げて行けるのが望ましいと思います。</p> <p>以上</p>	<p>学校現場での子どもの権利の教育については、区内の小中学校を対象に、子どもの権利救済委員等による出前授業を実施すること等により、子どもの権利の考え方をしっかりと伝えていきたいと考えています。</p> <p>また、「子どもの権利の日」については、平成元年（1989年）にすべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択された日である「11月20日」が「世界子どもの日」と定められていることから、区独自に定めることは考えておりません。区においても、「世界子どもの日」に子どもの権利に関する意識を高め、広く周知する契機の一つとして取組等を実施していく考えです。</p> <p>子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深めることが大切だと考えています。子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めるとともに、保護者や地域の方々、学校を始めとする子ども関係施設や団体等と協力しながら、子どもの権利の保障に関する取組を進めていきます。</p>
34	—	<p>子供が健康に生きる為にも、mRNAワクチン中止を求めます。</p> <p>TVでは、製薬会社を始めスポンサーに不利な情報は伝えられません。</p> <p>注射を打った人の生命の危険はもちろん周りの人もシェディング被害を受けて苦しみます。</p> <p>インターネット、SNSで情報を取らない方々、特に高齢者は何も知らされず打ってしまい、周りがシェディングで辛い目にあっている事がわかりません。</p> <p>論文の査読ができる人ならば、医者でなくても、ワクチンが毒である事はわかります。毒は少量でも毒です。</p> <p>生命を守るために広報すべきと考えます。</p> <p>こういう内容を発信しない人達がいる機関信用できません。</p>	<p>ワクチン施策については、国の責任において実施されるべき事項であると考えております。</p> <p>なお、mRNAを含む新型コロナウイルスワクチンは、有効性や安全性が確認されたうえで国により薬事承認されており、予防接種法におけるB類疾病として、対象者のうち希望される方のみ接種ができるとされています。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
35	一	<p>昨日区役所前での活動を見ていたら、パンフレットをいただきました。</p> <p>意見というか、現状と問題と思うことだけですが、メールいたします。</p> <p>子どもの権利?まったく守られていないと思うことについてお知らせします。</p> <p>①区内の保育園で保育補助として働いたことがあります。</p> <p>◆昼寝の際、四～五歳児30人を一人で見守っていました。</p> <p>【問題点】保育士一人が見るには人数オーバーではないかと思いました。</p> <p>◆障害のあるお子さんを見ていて、お昼ごはん前に園庭から部屋に入り、他のお子さんは着替えて昼食でした。</p> <p>が、私が見ていた障害のあるお子さんは、泣いて部屋に入らなかつたので抱っこしてなだめました。</p> <p>やっと泣き止んだので、部屋に入ろうとしたところ、カーテンも鍵も閉められ、担任は私と目が合っているのに</p> <p>中に入れてしまふませんでした。15分ほど経ってやっと部屋に入れてしまふましたが、結局またその子は玄関ホールに走って行ってしまい、</p> <p>またそこでなだめ、かなり遅れてお昼ご飯となりました。</p> <p>【問題点】園庭でずっと五歳児を抱っこしていた私の労力もですが、その子自身がプロの先生に見てもらつて他の子となじんだ生活をさせてあげるのがベターではないかと感じました。</p> <p>◆この点について、園長に話したところ、パートの保育補助ごときが意見しやがってという感じで、翌日から保育をさせてもらえなくなりました。</p> <p>ひたすら、別室で一人、段ボールにのりを塗って新聞紙を張り付ける作業をさせられ、お昼の配膳はよばれるのですが、</p> <p>その間にトイレ掃除にも行けと言われました。雨の中、咲かなかつたチューリップの球根を全部引き抜くようにも言わされました。</p> <p>【問題点】意見をした私へのいじめだと感じました。子どもの安全も守られない、こんな園が存在していて良いのか、お子さんを預けている保護者が氣の毒でした。</p> <p>区は保育の実態について、*抜き打ち*見回りを実施すべきだと思います。</p> <p>②学校の先生について</p>	<p>いただいたご意見は必要に応じて関係課に共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>区は、子どもたちが健全に成長し、その可能性を最大限に發揮できるような環境づくりに努めます。</p>

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
35		<p>◆小学校で自分の支持通りに動けないと、居残り掃除をさせる先生がいた。</p> <p>給食を食べ終わるのが遅い子の後ろに立って、食べ終わった皿から下げてくるように言われ、指示の意味がわからないままいた我が子は</p> <p>居残り掃除をさせられました。予定より遅く下校したので、事情を聞いて驚きました。そんな指示は、大人でも応じられないと抗議はしました。</p> <p>【問題点】小学一年生の一学期の出来事で、数か月前まで園児だった子どもたちに、大人の目線での支持を出し、意に沿わないと罰を与える 体罰やいじめに当たるのではと、周囲からは言われました。</p> <p>◆トイレに行かせない</p> <p>幼稚園で他のお子さんでしたが、どうしても大きいほうが間に合わない子どもに我慢しなさいと一括して、子どもは漏らしてしまう。</p> <p>我が家も一度、小学校一年で漏らしてしまい、パンツを替えました。と保健室から電話がありましたが、お尻自体をきれいにしてもらったわけではなく、かなり不潔な状態で学校終わりまで過ごしたのを見て我が子が不憫でした。</p> <p>【問題点】幼稚園でのケースは、やはり帰宅したお子さんの下着を見てびっくりしたお母さまが、泣きながら電話してきました。</p> <p>お子さんは、ママ助けてと言いながら、トイレで下着を拭っていたそうです。</p> <p>この話を聞いて、幼稚園って刑務所ですか?と感じました。</p> <p>我が家には、もう間に合わないと先生を振り切ってトイレに行けと指導しています。それで問題になるならいつでも学校に行くからと。</p> <p>◆成績の数字を振りかざして生徒を脅す先生がいる</p> <p>いただいたパンフレットにもありますが、自己肯定感が小学生より中学生が低くなるのは、学業の成績も関係しているのではないかと感じました。</p> <p>実際、我が子が通う区立中学でも、</p> <p>「先生をあつといわせたら5をつけるから」</p> <p>自分の意に沿わない行動をする生徒に「○○には、3つけるしかないな~」と脅すそうです</p> <p>⇒この先生は、運動会でリレーの選手になった生徒に軒並み3をつけています。</p> <p>勉学と運動とで、得意科目があるから、頑張れるというところもあるはずなのに、ご自身のお好みで成績をつけているようです。</p> <p>【問題点】生徒とのコミュニケーションが取れていらない先生にこういう傾向がみられます。</p> <p>子どもの将来を潰していると感じます。本当に許せません。</p>	

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
35		<p>そのような先生方の私立教室であれば、許されるかもしませんが、公立の学校で何故このようなことが起こっているのか不思議です。</p> <p>こういう先生が怖くて不登校になっている同級生もあります。高校受験もある中学校生活がこのようなことがきっかけで潰されて、</p> <p>将来も潰されてしまうことにもっと危機感を持って先生の指導をしてもらいたいです。</p> <p>◆反対に教壇にたってみて感じたこと (JTE を昨年度いたしました)</p> <p>今のお子さんは、大人を大人と思っていないんだと感じました。</p> <p>それで、メンタルが壊れてしまう若い先生も多いように思います。</p> <p>保護者と子どもの関係が友達のようだからなのか、先生も厳しく叱れないからなのか。</p> <p>我が子の通う中学でも厳しい指導をする先生もいますが、子どもが納得いく場合は人気があり、</p> <p>ただの押し付けで叱る先生は、嫌われています。世の常ですが。</p> <p>③遊び場について</p> <p>杉並区はボールで遊べる公園は少なく、大きな公園がそばにない子供たちは学校の校庭で体を動かすことが大切な</p> <p>体力と子ども同士のコミュニケーション力を鍛える機会だと思います。</p> <p>自由に遊べる校庭解放をやめて、民間委託で何とかクラブにしてしまい、子どもは自由に遊べないので校庭では遊ばなくなりました。</p> <p>子どもの体力低下といわれて久しいですが、この現状では益々深刻化していくのは明白だと思いませんか。</p> <p>子育てをしながら、色々と思うことは多いです。</p> <p>無限大の可能性を平等にもって産まれてきた子どもたちを、大人の都合で頭を押さえつける環境に置かないでほしいです。</p> <p>反対に、道徳の授業や日常生活で、挨拶や敬語はもつと浸透するとよいと、</p> <p>保護者として学校以前の躾はしっかりとやっていこうと思います。</p> <p>区の予算ではないにしろ、</p> <p>公立の高校に学食がないのにも驚きました。これから大きく飛び立つ高校生の育ちに大きくかかわる食事が疎かにされています。</p> <p>税金の使い道、再検討を希望します。</p> <p>以上</p>	

意見 No.	項目 No.	意見(全文)	区の考え方
36	—	<p>私は、現在司法試験の勉強をしており、今まさに家族法を勉強しております。私は両親に捨てられ、叔父家庭に引き取られ、その子供と私が兄弟として育てられました。そこで、「犬猫どころか家畜以下」といわれながら暴力の虐待を受け、壮絶な幼少期を過ごしてきました。ハリーポッターの家庭にそっくりといえばイメージしやすいかと思います。学力、スポーツと優っていましたが、とにかく、叔父家庭の子供と比較され、虐待は短くて2時間、長くて6時間続く日々でした。私は高校でその家を出ました。近所でも虐待は有名で、児童相談所職員の家庭訪問がありました。</p> <p>「叔父のことは好きです」「やさしいです」と言わなければ、職員が帰ったあとは、暴力を受けるので本当のことは言えませんでした。家庭訪問の前に、学校の先生や近所の大人が付き添って、子どもが本音を話せる環境の整備の条令・法律の整備を願います。ちなみに、そんな叔父家庭の子供は当然できた大人にはならず、権力で議員になったものの、家族ぐるみの不正金でマスコミ、ニュースでも話題になり、議員の殺害予告までされ、叔父家庭はバラバラになり崩壊しました。どうか、児童の虐待・育児放棄をなくして下さい。それには生の声をたくさん聞くことです。私は親がいない児童に寄付をしています。子供の人権を守る人権派弁護士に必ずなります。</p>	<p>区では、子どもを権利の侵害から救い、解決していくことは、解決手段を持たない子どもにとって大切なことであると考え、子どもの権利救済委員を設置することとしました。子どもの権利救済委員は、具体的な権利侵害に関する相談だけではなく、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。</p> <p>また、令和6年（2024年）4月施行の児童福祉法改正では、施設入所等の措置や一時保護の決定時等において子どもの意見聴取をすることが義務化されたほか、子どもの意見表明を支援するための事業が新たに規定されました。令和8年（2026年）11月の区立児童相談所設置後は、こうした法に基づき、子どもの声をしっかりと聴いていく考えです。その他、今後、区が設置する児童福祉審議会を活用して、子ども自らが意見表明ができる環境を整えるほか、虐待などで傷ついている子どもの心理的負担を軽減するための「司法面接」にも積極的に取り組むなど、区立児童相談所の設置を契機に、子どもの権利擁護に係る取組をしっかりと進めてまいります。</p>
37	—	<p>1人親の子が、2人親の子と同じように生活できるよう子どもの権利を守って欲しいです。</p> <p>経済的な問題で進学をあきらめることのないよう、生活保護を受ける程、生活に困ってはいませんが専門的（音楽など）の高校や大学に通わせるには、1人親だと、やはり経済的に厳しいです。中間層にも是非支援をお願いします。全ての子どもが、杉並で、皆と同じ希望や夢を持てるように。</p>	<p>現在区では、東京都が実施する受験生チャレンジ支援貸付事業の申請受付窓口を設置するなど、進学を目指す子ども達の支援に取り組んでいます。この他、専門的な高校や大学への支援については、東京都が母子及び父子福祉資金貸付業務を実施しているほか、今年度から、所得制限のない、都立・私立高校授業料無償化を実施しています。</p> <p>また、国においては、令和2年（2020年）4月より「高等教育の修学支援新制度」として、意欲のある子ども達の進学を支援するため、授業料、入学金の免除又は減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の教育費の負担を軽減する制度を開始しています。</p> <p>このように、子ども達が経済的な理由から進学をあきらめるようなことのないよう、他機関と連携し支援を行ってまいります。</p>
38	—	賛成です。	区では、子どもの権利保障に関し、基本理念、区や保護者等の役割等や、子どもの権利保障に関する施策の基本的事項を条例で定め、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの権利保障に関する取組を進めてまいります。